主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

抗告人の抗告の趣旨および理由は、別紙記載のとおりである

(一) 別紙一の抗告理由中競売期日の公告について

されば本件競売期日の公告に民事訴訟法第六五八条第一頃第三号所定の事項の記載のないことは当然であって、右公告にはなんら違法の点がないから、この点の抗告理由はこれを採用することができない

(二) 別紙二の抗告理由中競売手続中断について。

〈要旨〉不動産競売手続が開始された後は、原則として当事者は、その手続の主体ではなく、その手続は、主として〈/要旨〉執行裁判所の職権によつて遂行されるものであるから、当事者が死亡しても、権利実現の必要がなくならない限り、その手続を遂行するに差支えがないので、不動産競売手続においては民事訴訟法におけるような中断はないものと解するのが相当である。本件記録によると、本件不動産競売手続が開始された後である昭和三〇年六月四日に本件債権者Dが死亡したこと明白であるが、これがため本件競売手続の中断を来すものでないことは、前段説示の理由から当然といわなくてはならない。したがつて右債権者の死亡により本件競売手続の中断を来すものであるとの抗告理由はこれを採用することができない。

以上、(一)、(二)以外の抗告理由は、適法の抗告理由とはならないし、なお 記録によるも本件競落を不許とすべき事由を発見することができない。それ故原決 定は相当である。

よつて民事訴訟法第四一四条第三八四条第九五条第八九条を適用し、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 猪股薫 裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人)